

連結帳簿における持分法の記帳

池田 幸典

1 はじめに

持分法とは、「投資会社が被投資会社の資本及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法」（企業会計基準委員会〔2015〕第4項）である。連結財務諸表作成にあたっては、「非連結子会社及び関連会社に対する投資については、原則として持分法を適用」（企業会計基準委員会〔2015〕第6項）し、非連結子会社および関連会社の損益の一部を連結財務諸表に反映させなければならない。

通常、持分法の諸手続は、連結修正の諸手続と同様に、帳簿に記入する対象ではないが、連結財務諸表を作成するための帳簿、すなわち連結帳簿があれば、持分法の手続についても記帳対象となる。連結帳簿は会計情報システム上すでに存在している（池田〔2015a〕¹）が、会計情報システムにおける総勘定元帳システムでは、コンピュータを介さない手書きの簿記

1 なお本稿では、紙幅の都合上、池田〔2015a〕〔2015b〕の内容をあえて繰り返さないが、連結帳簿の必要性については、池田〔2015a〕のほか、Moonitz〔1951〕pp. 74-75や広川〔2005〕66-67頁、および濱本〔2008〕56-58頁などもあわせて参照。また、連結帳簿の論理的な成立可能性については、池田〔2015a〕〔2015b〕のほか、田宮〔1994〕125-126頁および上總・上古〔2000〕193頁もあわせて参照。

と異なり帳簿間の連携がない（河合ほか [2015] 20頁，49頁）ため，連結帳簿における連結財務諸表作成プロセスがブラックボックスになっている（池田 [2015a]）。このブラックボックス，すなわち連結財務諸表作成プロセスを解明するには，手書きの簿記で，連結帳簿から連結損益勘定・連結残高勘定を作成してそこから連結財務諸表を作成するためのプロセスを示す必要がある。連結の諸手続（のうち主要なもの）については，既に手書きの簿記での記帳方法と，決算手続を通じて（連結財務諸表の基礎となる）連結損益勘定・連結残高勘定を作成する方法を提示している（池田 [2015b]）が，持分法については，その処理の記帳方法が手書きの簿記では提示されておらず，連結帳簿で持分法の処理を記帳してその記帳結果を連結財務諸表に反映させる方法については，いまだブラックボックスになっている。したがって，持分法についても，連結帳簿に記帳する方法を検討しなければならない。

そこで本稿では，連結帳簿の記帳技術を確立するための研究の一環として，連結帳簿に持分法の記帳を行う方法について検討し，そのうえで，従来の連結精算表を用いて連結財務諸表を作成する方法（以下，これを「連結精算表方式」と呼ぶ）といかなる点で異なるのか，検討する。

2 持分法の基本的な手順

まず，通常の連結会計のテキストにおいて記述されている持分法の処理についてみておこう。持分法の基本的な手順として登場するのは，以下の仕訳である（広瀬編著 [2012] 233-237頁；齋藤編著 [2013] 141-142頁）。

- ① 関連会社の株式を取得する取引の仕訳とのれん（投資差額）の処理
- ② 被投資会社の当期純利益の処理
- ③ 未実現損益の消去

連結帳簿における持分法の記帳

④ 剰余金処分項目の処理

これに加え、持分法適用会社株式の追加取得および売却、および連結子会社株式売却後の持分法の適用、被投資会社の増資等による投資会社持分の変動の処理などが、持分法に関連する処理として課題となる。もちろん、持分法に伴う税効果会計や外貨換算なども、持分法に係る会計上の課題となる²。

連結精算表を用いて簿外で連結財務諸表を作成する場合、持分法に係る仕訳は記帳しない。持分法は投資評価の方法の一つではあるが、連結財務諸表の作成において必要となる処理であるがゆえに、連結財務諸表を連結精算表によって簿外で作成する従来の方法（連結精算書方式）では、持分法に係る仕訳は、記帳の対象ではない。

これに対し、連結帳簿によって連結財務諸表を誘導する方式、すなわち連結帳簿方式（以下、この方法を「連結帳簿方式」と呼ぶ）では、連結に係る連結修正仕訳もまた、他の仕訳と同様に記帳の対象となる。そこでつぎに、持分法において必要となる処理を連結帳簿に記入する方法について、日本の会計基準に即して検討する。

3 連結帳簿における持分法の記帳方法

(1) 序説——前提条件の設定——

帳簿は最低限、仕訳帳と総勘定元帳を備えていなければならない（沼田[1956] 51頁）。持分法の処理は仕訳で示されることから、仕訳帳・総勘定元帳に記入可能であり、したがって連結帳簿があれば、そこに記入するこ

2 ただし本稿では、紙幅の都合上、持分法に係る税効果会計や外貨換算については取り扱わない。

とは可能である。したがって、連結帳簿における持分法の記帳において、問題になることはあまりないと思われる。

以下では、連結帳簿の簿記一巡の手続に従って、持分法の記帳方法についてみていく。前提として、本稿では、投資企業が連結帳簿と個別帳簿をそれぞれ作成し、一つの連結帳簿から連結財務諸表を作成し、それとは別に個別帳簿を作成して個別財務諸表を作成する方式を用いることにする。なお、本稿では一貫して、集合勘定として損益勘定と残高勘定（決算残高と開始残高）を用い、「帳簿決算と開始記入をすべて仕訳を通じて行う」（安平 [1992] 42頁）方式、すなわち大陸式決算法を前提としている³。

連結のための元帳には2通り考えられ、親子会社の勘定残高を合算する前の日々の取引を記帳するための元帳と、親子会社の勘定残高を合算して連結手続を行うための元帳が考えられる。本稿では前者を連結用元帳、後者を連結後元帳と呼んで区別し、両者を合わせて連結元帳と呼ぶことにする。しかし本稿では、紙幅の都合上、連結帳簿における仕訳帳（連結仕訳帳）に記入した持分法の仕訳を、投資会社が連結後元帳に転記することにする。

したがって本稿では、子会社⁴は連結用元帳に日々の取引を仕訳して転

3 ただし、当然のことながら、大陸式決算法で決算手続をしなければならないと述べているわけではない。大陸式決算法は実務上ほとんど用いられないことから、日本商工会議所主催の簿記検定試験でも試験範囲から外されることが決まっている（日本商工会議所 [2015] 15頁）。本稿で大陸式決算法を前提にするのは、大陸式決算法が「元帳への記入はすべて仕訳帳を通じて行われなければならない」という原則に即した、理論的に厳格なものであることを理由としている。

4 本稿では持分法の記帳方法を扱うので、子会社帳簿の連結を検討するわけではない。しかし、連結財務諸表を作成するのは、子会社が存在するからであって、連結帳簿を作成するのであれば当然子会社も帳簿を作成していることが前提となる。

連結帳簿における持分法の記帳

記し、その勘定残高を親会社の連結後元帳に合算する一方、親会社は連結後元帳に日々の取引を記帳することとする。そして、親会社は連結後元帳における親子会社合算後の各勘定残高を基に、決算整理と連結修正などを行い、その後損益振替・資本振替・残高振替の各手続を行って帳簿を締め切り、締め切った帳簿における損益勘定と残高勘定を基に連結財務諸表を作成することを前提とする。持分法の仕訳も連結後元帳に直接記入する。

そこで、以下では、設例によって、持分法の仕訳とその記帳方法について明らかにしていく。なお、投資会社（P社）および被投資会社（第3節・第4節で登場するA社、および第5節で登場するB社）の決算日は毎年3月31日とし、会計期間は1年とする。便宜上、税効果については考慮しない。

(2) 関連会社株式を取得する取引の仕訳とのれん（投資差額）の処理

関連会社株式の取得に係るのれん（投資差額）は、投資に含める（企業会計基準委員会〔2015〕第11項）。当該のれんの額は、連結精算表を用いる方式（連結精算表方式）であれば簿外に別途記録をするが、連結帳簿方式では、連結帳簿に備忘勘定として記録しておく。

例1) 1年4月1日、P社（4月1日現在の資産・負債・純資産の状態は、資本金9,000円、現金9,000円）はA社の発行済み株式の40%を、4,000円で取得し、現金を支払った。この時点でのA社の諸資産（取得時の時価で評価した後の額）は20,000円、諸負債は11,000円で、純資産は9,000円であった。この場合ののれん相当額は400円である。

取得原価4,000円 - (A社純資産合計9,000円 × 持株比率40%) = 400円

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
1/4/1 (この仕訳を仕訳①とする)	A社株式 4,000	現金 4,000	A社株式 4,000 のれん相当額 400	現金 4,000 のれん相当額見返 400

上記の仕訳を、連結のための親子会社合算後の元帳（連結後元帳）に転記すると、以下ようになる。なお、仕訳には仕訳番号を付している。

現金		A社株式		のれん相当額	
期首残高 9,000	① 4,000	① 4,000		① 400	
のれん相当額見返		資本金			
	① 400		期首残高 9,000		

連結精算表方式では帳簿を作成しないが、帳簿がなければ、のれん相当額について、備忘記録を帳簿に記帳することはできない⁵。これに対し、連結帳簿方式では、対照勘定の形で、総勘定元帳にのれん相当額について備忘記録を残すことができる。

(3) 期末の処理

帳簿に記入する以上、帳簿は決算日に締め切らなければならない。まず、A社の当期純利益のうちP社に帰属する金額の分だけ、A社株式の評価を増減させる。また、のれん相当額の償却を行って、その金額だけA社株式の金額を減額させる。

例2) 2年3月31日、A社の当期純利益は500円であった。なお、のれん相当額は20年で償却する。

5 制度上、持分法は連結財務諸表を作成する際に適用するので、個別帳簿では持分法に関する仕訳を行わない。したがって、連結帳簿がなければ持分法に関する仕訳を記帳することはできず、のれん相当額についても、簿外記録に依存することになる。

連結帳簿における持分法の記帳

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
2/3/31 (この仕訳を仕訳②とする)	A社株式 200	持分法による投資損益 200	A社株式 200	持分法による投資損益 200
	持分法による投資損益 20	A社株式 20	持分法による投資損益 20 のれん相当額見返 20	A社株式 20 のれん相当額 20

連結後元帳 (なお、持分法の仕訳には仕訳番号を付す)

現金		A社株式		のれん相当額	
期首残高 9,000	① 4,000	① 4,000	② 20	① 400	② 20
		② 200			
のれん相当額見返		持分法による投資損益		資本金	
② 20	① 400	② 20	② 200		期首残高 9,000

その上で、損益振替手続、資本振替手続、残高振替手続を行う。その後すべての勘定を締め切る。

	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
損益振替仕訳	仕訳なし		持分法による投資損益 180	連結損益 180
資本振替仕訳	仕訳なし		連結損益 180	繰越利益剰余金 180
残高振替仕訳	仕訳なし		連結決算残高 9,560	現金 5,000 A社株式 4,180 のれん相当額 380 連結決算残高 9,560
			資本金 9,000 繰越利益剰余金 180 のれん相当額見返 380	

締切後の連結後元帳は以下の通りとなる。なお、持分法の仕訳には日付の代わりに仕訳番号を付す。なお、連結損益への振替仕訳には単に「損益」と付し、連結決算残高への振替仕訳には単に「残高」と付している。

現金		A社株式		のれん相当額	
期首残高 9,000	① 4,000 残高 5,000	① 4,000 ② 200	② 20 残高 4,180	① 400	② 20 残高 380
9,000	9,000	4,200	4,200	400	400

のれん相当額見返		持分法による投資損益		連結損益	
② 20 残高 380	① 400	② 20 損益 180	② 200	繰越利益剰余金 180	持分法による 投資損益 180
400	400	200	200		

資本金		繰越利益剰余金		連結決算残高	
残高 9,000	期首残高 9,000	残高 180	損益 180	現金 5,000 A社株式 4,180 のれん相当額 380	資本金 9,000 のれん相当額見返 380 繰越利益剰余金 180
				9,560	9,560

2年4月1日の開始仕訳では、開始残高勘定を設け、開始残高勘定を相手勘定として、資産・負債・資本の期首勘定残高を繰り越す仕訳を行う。

日付	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳			
	借方	貸方	借方		貸方	
2/4/1	仕訳なし		現金 5,000 A社株式 4,180 のれん相当額 380 連結開始残高 9,560		連結開始残高 9,560 資本金 9,000 のれん相当額見返 380 繰越利益剰余金 180	

(4) 未実現損益の消去

持分法においても投資会社と被投資会社間の取引に係る未実現利益の消去は必要である。この場合、ダウン・ストリームの場合とアップ・ストリームの場合とに分けて、仕訳と記帳を考える。

ダウン・ストリームの場合は、投資会社が資産を販売し、被投資会社が資産を保有している。この場合、被投資会社が非連結子会社の場合は投資会社の未実現利益を全額消去し、被投資会社が関連会社の場合は未実現利益のうち投資会社の持分相当額のみを消去する（齋藤編著 [2013] 145頁）。

たとえば20円の商品を60円で投資会社が被投資会社に販売し、投資会社が被投資会社の株式の20%を保有している場合、未実現利益40円に対

連結帳簿における持分法の記帳

する投資会社の取り分は8円なので、つぎのような仕訳を行う⁶。この時、売上を減少させる。

売上 8 被投資会社株式 8

アップ・ストリームの場合は、資産が投資会社にあるので、投資会社の側で未実現利益のうち投資会社の持分相当額のみだけ、資産の額を減額し、同時に持分法による投資損益に借方記入する。

たとえば20円の商品を60円で被投資会社が投資会社に販売し、投資会社が被投資会社の株式の20%を保有している場合、未実現利益40円に対する投資会社の取り分は8円なので、つぎのような仕訳を行う。

持分法による投資損益 8 棚卸資産 8

これらを連結帳簿に記入する場合、仕訳を行ってそれを元帳に転記すればよいだけなので、連結帳簿方式であるが故の問題は生じない。

(5) 剰余金処分項目の処理

剰余金の処分は、大別すると2通りあり、内部留保として積み立てる場合と、配当として社外流出する場合とがあるが、処理が必要なのは後者の場合である（齋藤編著 [2013] 142頁）。配当を行うと、被投資会社の純資産が減るが、そのうちの一部は投資会社が受け取るので、被投資会社から配当額を受け取った場合は、受け取った分だけ投資勘定を減額させ、受取配当金勘定を減額させる。

たとえば、被投資会社（A社株式）が50円を株主に配当し、投資会社が被投資会社の株式を20%保有している場合、つぎのような仕訳を行う。

6 被投資会社が非連結子会社の場合は、未実現利益を全額消去するので、以下のようなになる。

売上 40 被投資会社株式 40

この処理についても、仕訳を行ってそれを元帳に転記すればよいだけなので、連結帳簿方式であるが故の問題は生じない。

(6) 設例による持分法の連結帳簿への記帳

そこで、以下の設例に即して仕訳および連結後元帳への転記を行うと、以下のようになる。例3はダウン・ストリームによるP社からA社への商品の販売、例4はアップ・ストリームによるA社からP社への商品の販売、例5は配当金の処理である。

例3) 例1, および例2に引き続き, 2年4月30日, P社は外部から商品200円を現金で仕入れ, 現金を支払った。P社はその商品すべてを, 2年5月10日にA社に600円で販売し, 現金を受け取った。なお, A社はP社から仕入れた商品を外部に販売していない。

例4) 2年5月20日, P社はA社から商品70円を仕入れ, 現金を支払った。P社はこの商品を, 販売することができなかった。この70円の商品の原価は20円であり, その結果, 未実現利益は50円であった。

例5) 2年6月30日, A社は250円を配当することを決定し, その結果P社はA社から配当金100円を現金で受け取った。

例6) 3年3月31日, 決算日になったので, P社は商品の棚卸を行い, 在庫商品は70円であった(期首の商品有高はゼロである)。なお, A社の当期純利益は300円であった。

これを仕訳し, 連結後元帳に転記すると, 以下のようになる。なお, 仕訳番号は例1および例2からの通し番号を付す。

連結帳簿における持分法の記帳

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方		貸方		借方	貸方
2/4/30 (この仕訳を仕訳③とする)	仕入	200	現金	200	同左	
2/5/10 (この仕訳を仕訳④とする)	現金	600	売上	600	同左	
2/5/20 (この仕訳を仕訳⑤とする)	仕入	70	現金	70	同左	
2/6/30 (この仕訳を仕訳⑥とする)	現金	100	受取配当金	100	同左	
3/3/31 (この仕訳を仕訳⑦とする)	繰越商品	70	仕入	70	同左	

現金		A社株式		のれん相当額		
期首残高	5,000	③	200	期首残高		
④	600	⑤	70		380	
⑥	100					
のれん相当額見返		繰越商品		資本金		
	期首残高	380	⑦	70	期首残高	9,000
繰越利益剰余金						
	期首残高	180				
仕入		売上		受取配当金		
③	200	⑦	70	④	600	
⑤	70			⑥	100	

そこで、本年度の持分法の仕訳を行う。なお、仕訳番号は例1，例2からの通し番号とする。

日付と仕訳番号	仕訳の内容	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
		借方	貸方	借方	貸方
3/3/31 (この仕訳を仕訳⑧とする)	過年度の持分法仕訳の再現	A社株式 180	繰越利益剰余金 180	仕訳なし	
3/3/31 (この仕訳を仕訳⑨とする)	未実現利益の消去	売上 160	A社株式 160	同左	
3/3/31 (この仕訳を仕訳⑩とする)	未実現利益の消去	持分法による投資損益 20	繰越商品 20	同左	
3/3/31 (この仕訳を仕訳⑪とする)	受取配当金の処理)	受取配当金 100	A社株式 100	同左	
3/3/31 (この仕訳を仕訳⑫とする)	のれん相当額の償却	持分法による投資損益 20	A社株式 20	持分法による投資損益 20 のれん相当額見返 20	A社株式 20 のれん相当額 20
3/3/31 (この仕訳を仕訳⑬とする)	被投資会社の当期純利益の処理	A社株式 120	持分法による投資損益 120	同左	

その後、損益振替仕訳、資本振替仕訳、残高振替仕訳を行い、帳簿を締め切る。

	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
損益振替仕訳	仕訳なし		連結損益 200 売上 440 持分法による投資損益 80	仕入 200 連結損益 520
資本振替仕訳	仕訳なし		連結損益 320	繰越利益剰余金 320
残高振替仕訳	仕訳なし		連結決算残高 9,860 資本金 9,000 繰越利益剰余金 500 のれん相当額見返 360	現金 5,430 A社株式 4,020 繰越商品 50 のれん相当額 360 連結決算残高 9,860

連結後元帳（日々の取引の仕訳および持分法の仕訳には仕訳番号を付している。また、連結損益勘定への振替については単に「損益」と記し、連結決算残高への振替については単に「残高」と記している）

連結帳簿における持分法の記帳

現金		A社株式	
期首残高 5,000	③ 200	期首残高 4,180	⑧ 160
④ 600	⑤ 70	⑫ 120	⑩ 100
⑥ 100	残高 5,430		⑪ 20
			残高 4,020
5,700	5,700	4,300	4,300

のれん相当額		のれん相当額見返		繰越商品	
期首残高 380	⑪ 20	⑪ 20	期首残高 380	⑦ 70	⑨ 20
	残高 360	残高 360			残高 50
380	380	380	380	70	70

繰越利益剰余金		資本金		持分法による投資損益	
残高 500	期首残高 180	残高 9,000	期首残高 9,000	⑨ 20	⑫ 120
	損益 320			⑩ 20	
				損益 80	
500	500			120	120

仕入		売上		受取配当金	
③ 200	⑦ 70	⑧ 160	④ 600	⑩ 100	⑥ 100
⑤ 70	損益 200	損益 440			
270	270	600	600		

連結損益		連結決算残高	
仕入 200	売上 440	現金 5,430	資本金 9,000
繰越利益剰余金 320	持分法による投資損益 80	A社株式 4,020	繰越利益剰余金 500
		繰越商品 50	のれん相当額見返 360
		のれん相当額 360	
520	520	9,860	9,860

従来の連結精算表方式と連結帳簿方式で異なる点は、次の3点である。

- のれん相当額およびのれん相当額見返を記帳するかしないかの違い
- 仕訳の結果を帳簿（とりわけ、仕訳帳および総勘定元帳）に記入するかしないかの違い
- 損益振替、資本振替、残高振替の各手続の仕訳を仕訳帳・総勘定元帳に記入するかしないかの違い

そのため、連結精算表方式と連結帳簿方式とでは、資産・負債・資本・

収益・費用および当期純利益の金額は一致し、その結果、結果として公表される連結財務諸表の内容も一致する。

では、持分法適用会社株式の持分変動に係る処理は、どのように記帳するのであろうか。

4 持分法における持分法適用後の持分変動に係る記帳

- (1) 持分法適用会社株式の追加取得（追加取得後も持分法適用会社である場合）

持分法適用会社株式を追加取得しても依然として被投資会社が持分法適用会社である場合、追加取得分だけ被投資会社の株式が増加し、のれんが増える。とはいえ、連結帳簿方式であろうと連結精算表方式であろうと、基本的な仕訳に変わりはなく、主たる相違はのれん相当額に関する仕訳の有無と、帳簿を締め切るための手続（損益振替・資本振替・残高振替の仕訳）の有無だけである。

例7) 上記の例1～6の結果、3年3月31日現在の連結決算残高勘定は次の通りであった。

連結決算残高			
現金	5,430	資本金	9,000
A社株式	4,020	繰越利益剰余金	500
繰越商品	50	のれん相当額見返	360
のれん相当額	360		
9,860		9,860	

4年1月1日に、P社は前期にA社から仕入れた商品全てを100円で販売し、現金を受け取った。それに引き続き、4年3月31日に、A社株式の10%を1,200円で購入し、代金は現金で支払った⁷。なお、A社の3年4月

7 持株比率40%のときにA社株式の発行済み株式数の10%を買い増しても、

連結帳簿における持分法の記帳

1日から4年3月31日までの期間の当期純利益は250円であり、前期にA社に販売した商品はA社が全て外部に販売した。その結果、4年3月31日現在のA社の諸資産は20,800円、諸負債は11,000円、資本金は9,000円、繰越利益剰余金は800円となった。

この際の仕訳は以下の仕訳①および仕訳②の通りである。なお、仕訳③は仕訳⑧～⑬を再現したものである。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合の仕訳			
	借方		貸方		借方		貸方	
4/1/1 (この仕訳を仕訳①とする)	現金	100	売上	100	同左			
4/3/31 (この仕訳を仕訳②とする)	A社株式	300	繰越利益剰余金	300	仕訳なし			
	繰越利益剰余金	300	A社株式	280				
			繰越商品	20				
4/3/31 (この仕訳を仕訳③とする)	A社株式	40	売上	40	A社株式	40	売上	40
	繰越商品	20	持分法による		繰越商品	20	持分法による	
	A社株式	100	投資損益	120	A社株式	100	投資損益	120
	持分法による		A社株式	20	持分法による		A社株式	20
	投資損益	20			投資損益	20	のれん相当額	20
					のれん相当額		見返	20
					見返	20		
4/3/31 (この仕訳を仕訳④とする)	仕入	70	繰越商品	70	同左			
4/3/31 (この仕訳を仕訳⑤とする)	A社株式	1,200	現金	1,200	A社株式	1,200	現金	1,200
					のれん相当額		のれん相当額	
						220	見返	220

A社の資本は9,800円（資本金9,000円＋繰越利益剰余金800円⁸）であるから、その10%に当たる980円を取得したと考えると、その金額とA社株

持株比率は50%にしかならず、持株比率以外の支配の事実がなければA社は子会社にはならず、依然として持分法適用会社（関連会社）のままである。

8 この金額800円は、1年4月1日から2年3月31日までの当期純利益500円に、2年4月1日から3年3月31日の当期純利益300円を加えた金額から、2年6月30日に行った配当額250円を引き、3年4月1日から4年3月31日の当期純利益250円を加えた金額である。

式の取得原価1,200円との差額220円は、のれん相当額となる。連結帳簿には上記の仕訳を記帳すればよい。しかし、こののれん相当額の220円は、次の決算日以降に償却をしなければならない。

これを仕訳した後、損益振替・資本振替・残高振替の仕訳を行い、連結後元帳を締め切る。

	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
損益振替仕訳	仕訳なし		持分法による投資損益 80	連結損益 80
資本振替仕訳	仕訳なし		連結損益 80	繰越利益剰余金 80
残高振替仕訳	仕訳なし		連結決算残高 10,230	現金 4,330 A社株式 5,340 のれん相当額 560 連結決算残高 10,230
			資本金 9,000 繰越利益剰余金 670 のれん相当額見返 560	

連結後元帳（持分法の仕訳には仕訳の番号である㊶または㊷を付している。また、連結損益勘定への振替については単に「損益」と記し、連結決算残高への振替については単に「残高」と記す）

現金			
期首残高	5,430	㊶	1,200
㊶	100	残高	4,330
5,530		5,530	

A社株式			
期首残高	4,020	㊷	20
㊷	140	残高	5,340
㊸	1,200		
5,360		5,360	

のれん相当額			
期首残高	360	㊸	20
㊸	220	残高	560
580		580	

のれん相当額見返			
㊸	20	期首残高	360
残高	560	㊸	220
580		580	

繰越商品			
期首残高	50	㊹	70
㊹	20		
70		70	

繰越利益剰余金			
残高	670	期首残高	500
		損益	170
670		670	

資本金			
残高	9,000	期首残高	9,000

持分法による投資損益			
㊶	20	㊷	120
損益	100		
120		120	

連結帳簿における持分法の記帳

仕入	
㉔	70
損益	70

売上	
損益	140
㉕	100
㉖	40
140	140

連結損益	
仕入	70
繰越利益剰余金	170
240	240

連結決算残高	
現金	4,330
A社株式	5,340
のれん相当額	560
10,230	10,230

(2) 持分法適用会社株式の追加取得(追加取得後に連結子会社になる場合)

しかし、持分法適用会社株式の追加取得後に連結子会社になる場合は、段階取得がなされたときみなされ、被投資会社株式に対する投資の評価替えを行ったのちに、資本連結の仕訳を行わなければならない。この場合も、連結帳簿方式であろうと連結精算表方式であろうと、基本的な仕訳に変わりはなく、主たる相違はのれん相当額に関する仕訳の有無と、帳簿を締め切るための手続(損益振替・資本振替・残高振替の仕訳)の有無だけである。

例8) 上記の例1～6に引き続き、4年1月1日にP社は前期にA社から仕入れた商品全てを100円で販売し、現金を受け取った。に4年3月31日に、A社株式の40%を4,800円で購入し、代金は現金で支払った。なお、A社の3年4月1日から4年3月31日までの期間の当期純利益は250円であり、前期にA社に販売した商品はA社が全て外部に販売した。その結果、4年3月31日現在のA社の諸資産は20,800円、諸負債は11,000円、資本金は9,000円、繰越利益剰余金は800円となった。

前期末(3年3月31日)の連結決算残高勘定を再掲する。

連結決算残高

現金	5,430	資本金	9,000
A社株式	4,020	繰越利益剰余金	500
繰越商品	50	のれん相当額見返	360
のれん相当額	360		
9,860		9,860	

この年度の期中取引、持分法および決算整理の仕訳は以下の通りである。ただし仕訳⑥は、連結精算表方式でのみ必要である。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方		貸方		借方	貸方
4/1/1 (この仕訳を仕訳⑤とする)	現金	100	売上	100	同左	
4/3/31 (この仕訳を仕訳⑤とする)	A社株式	300	繰越利益剰余金		仕訳なし	
	繰越利益剰余金	300	A社株式	280		
			繰越商品	20		
4/3/31 (この仕訳を仕訳⑥とする)	A社株式	40	売上	40	A社株式	40
	繰越商品	20	持分法による		繰越商品	20
	A社株式	100	投資損益	120	A社株式	100
	持分法による		A社株式	20	持分法による	
	投資損益	20			投資損益	20
					のれん相当額	20
					見返	20
4/3/31 (この仕訳を仕訳⑥とする)	仕入	70	繰越商品	70	同左	

つぎにA社株式を取得する仕訳を行う。本来はのれんも取得しているが、のれんは連結財務諸表に資産として計上するので、資本連結の際にのれんの計上を行うことにする。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方		貸方		借方	貸方
4/3/31 (この仕訳を仕訳⑥とする)	A社株式	4,800	現金	4,800	同左	

過去（1年3月31日）に取得した40%のA社株式については、4年3月31日の時点で4,140円と記帳している。支配獲得時点（3年4月1日）でのA社株式の時価は10%で1,200円であるから、過去に取得した40%のA

連結帳簿における持分法の記帳

社株式についても、10%で1,200円となるように評価替えしなければならない。その結果、以下の仕訳を行ってA社株式の評価替えを行わなければならない。この際、段階取得に係る損益は、 $1,200 \times 40\% / 10\% - 4,140 = 660$ 円となる。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
4/3/31 (この仕訳を仕訳①とする)	A社株式 660	段階取得に係る損益 660	同左	

この段階で、連結の開始仕訳を行い、連結帳簿にこれから連結対象となるA社の資産・負債・資本を記入し、両者の資産・負債・資本を合算する。1年4月1日にA社の諸資産20,000円、諸負債11,000円、資本金9,000円であったので、そこから繰越利益剰余金800円が増えているので、A社の諸資産20,800円、A社の諸負債11,000円、A社の資本金9,000円、A社の繰越利益剰余金800円とすると、次の仕訳を行う必要がある。なお、この仕訳は、連結帳簿にA社の資産・負債・資本を合算する仕訳であることから、連結精算表方式では必要ない。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
4/3/31 (この仕訳を仕訳①とする)	仕訳なし		諸資産 20,800	諸負債 11,000 資本金 9,000 繰越利益剰余金 800

しかし、のれんは連結時に改めて計上するので、もはやのれん相当額とのれん相当額見返の備忘記録は必要ない。したがって、以下の仕訳により、のれん相当額とのれん相当額見返を消去する。なお、この仕訳②は、連結精算表方式では不要である。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
4/3/31 (この仕訳を仕訳②とする)	仕訳なし		のれん相当額見返 340	のれん相当額 340

そのうえで、資本連結の仕訳を行う。

P社がA社の支配を獲得した時点でのA社の資本は、資本金9,000円、繰越利益剰余金800円の9,800円であるから、非支配株主持分は $9,800 \times 20\% = 1,960$ 円である。その結果、のれんは1,760円となる。これは、A社株式の評価額9,600円から、A社資本のP社取り分7,840円（ $=9,800 \times 80\%$ ）を引いた金額である。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
4/3/31（この仕訳を仕訳①とする）	資本金 9,000 繰越利益剰余金 800 のれん 1,760	A社株式 9,600 非支配株主持分 1,960	同左	

その後、損益振替・資本振替・残高振替の仕訳を行い、元帳を締め切る。

	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
損益振替仕訳	仕訳なし		段階取得による損益 660 持分法による投資損益 100 売上 140 連結損益 70	連結損益 900 仕入 70
資本振替仕訳	仕訳なし		連結損益 830	繰越利益剰余金 830
残高振替仕訳	仕訳なし		連結決算残高 23,290 諸負債 11,000 資本金 9,000 繰越利益剰余金 1,330 非支配株主持分 1,960	現金 730 諸資産 20,800 のれん 1,760 連結決算残高 23,290

その結果、以下の連結後元帳（損益、残高勘定を含む）のようになる。なお、連結後元帳への記入に際しては、上記の仕訳⑤～①の転記については仕訳番号のみを記しており、期首有高は「期首残高」と記し、連結損益および連結決算残高勘定への振替はそれぞれ「損益」「残高」と記す。

連結帳簿における持分法の記帳

現金		A社株式	
期首残高 5,430 ⑤ 100	④ 残高 4,800 730	期首残高 4,020 ⑥ 140 ④ 4,800 ① 660	⑥ 20 ⑤ 9,600
5,530	5,530	9,620	9,620

のれん相当額		のれん相当額見返		繰越商品	
期首残高 360	⑥ 20 ④ 340	⑥ 20 ④ 340	期首残高 360	期首残高 50 ⑥ 20	④ 70
360	360	360	360	70	70

のれん		諸資産		諸負債	
① 1,760	残高 1,760	① 20,800	残高 20,800	残高 11,000	① 11,000

資本金		繰越利益剰余金		非支配株主持分	
① 9,000 残高 9,000	期首残高 9,000 ① 9,000	① 800 残高 1,330	期首残高 500 ① 800 損益 830	残高 1,960	① 1,960
18,000	18,000	2,130	2,130		

仕入		持分法による投資損益	
④ 70	損益 70	⑥ 20 損益 100	⑥ 120
		120	120

売上		段階取得に係る損益	
損益 140	⑤ 100 ⑥ 40	損益 660	① 660
140	140		

連結損益		連結決算残高	
仕入 70 繰越利益 剰余金 830	売上 140 段階取得に係る損益 100 持分法による投資損益 660	現金 730 諸資産 20,800 のれん 1,760	諸負債 11,000 資本金 9,000 繰越利益剰余金 1,330 非支配株主持分 1,960
900	900	23,290	23,290

これ以降は、P社、A社の行った取引を連結帳簿に記帳し、各年度末に必要な連結修正仕訳を行う。

(3) 持分法適用会社株式の売却（持分法は依然として適用）

では、持分法適用会社を売却して、持分法を依然として適用する場合、連結帳簿への記帳はどのようになるであろうか。とはいえ、連結帳簿方式であろうと連結精算表方式であろうと、基本的な仕訳に変わりはない。

例9-1) 上記の例1～6に引き続き、4年1月1日、P社は前期にA社から仕入れた商品全てを100円で販売し、現金を受け取った。それに引き続き、4年3月31日に、A社株式の10%を1,500円で売却し、代金は現金で受け取った。なお、A社の3年4月1日から4年3月31日までの期間の当期純利益は250円であり（前期にA社に販売した商品は、A社が全て外部に販売した）、その結果、4年3月31日現在のA社の諸資産は20,800円、諸負債は11,000円、資本金は9,000円、繰越利益剰余金は800円となった。

前期末（3年3月31日）の連結決算残高勘定を再掲する。

連結決算残高			
現金	5,430	資本金	9,000
A社株式	4,020	繰越利益剰余金	500
繰越商品	50	のれん相当額見返	360
のれん相当額	360		
9,860		9,860	

まず、以下の仕訳を行う。

連結帳簿における持分法の記帳

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方		貸方		借方	貸方
4/1/1 (この仕訳を仕訳㉔とする)	現金	100	売上	100	同左	
4/3/31 (この仕訳を仕訳㉕とする)	A社株式 繰越利益剰余金	300 300	繰越利益剰余金 A社株式 繰越商品	300 280 20	仕訳なし	
4/3/31 (この仕訳を仕訳㉖とする)	A社株式 繰越商品 A社株式 持分法による 投資損益	40 20 100 20	売上 持分法による 投資損益 A社株式	40 20 120 20	A社株式 繰越商品 A社株式 持分法による 投資損益 のれん相当額 見返	売上 持分法による 投資損益 A社株式 のれん相当額
4/3/31 (この仕訳を仕訳㉗とする)	仕入	70	繰越商品	70	同左	

売却益は、売却価額1,500円から、A社株式の簿価1,035円（＝(4,020円＋140円－20円)×10/40）を差し引いた465円となる。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方		貸方		借方	貸方
4/3/31 (この仕訳を仕訳㉘とする)	現金	1,500	A社株式 A社株式売却益	1,035 465	同左	

また、のれん相当額の残高340円は40%の株式の取得に係るものであり、そのうちの10/40に当たる85円については、取り崩す必要がある。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方		貸方		借方	貸方
4/3/31 (この仕訳を仕訳㉙とする)	仕訳なし			のれん相当額見返	85	のれん相当額 85

その後、損益振替・資本振替・残高振替の仕訳を行い、元帳を締め切る。

	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
損益振替仕訳	仕訳なし		損益 70 売上 140 持分法による投資損益 100 A社株式売却益 465	仕入 70 連結損益 705
資本振替仕訳	仕訳なし		連結損益 635	繰越利益剰余金 635
残高振替仕訳	仕訳なし		連結決算残高 10,390 資本金 9,000 繰越利益剰余金 1,135 のれん相当額見返 255	現金 7,030 A社株式 3,105 のれん相当額 255 連結決算残高 10,390

その結果、以下の連結後元帳（損益、残高勘定を含む）のようになる。なお、連結後元帳への記入に際しては、上記の仕訳①～⑫の転記については仕訳番号のみを記し、期首有高は「期首残高」と記し、連結損益および連結決算残高勘定への振替はそれぞれ「損益」「残高」と記す。

現金		
期首残高	5,430	残高 7,030
⑭	100	
⑰	1,500	
7,030		7,030

A社株式		
期首残高	4,020	⑮ 20
⑮	140	⑰ 1,035
		残高 3,105
4,160		4,160

のれん相当額		
期首残高	360	⑮ 20
		⑱ 85
		残高 255
360		360

のれん相当額見返		
⑮	20	期首残高 360
⑱	85	
残高	255	
360		360

繰越商品		
期首残高	50	⑲ 70
⑲	20	
70		70

繰越利益剰余金		
残高	1,135	期首残高 500
		損益 635
1,135		1,135

資本金		
残高	9,000	期首残高 9,000

持分法による投資損益		
⑲	20	⑲ 120
損益	100	
120		120

売上		
損益	140	⑳ 100
		㉑ 40
140		140

A社株式売却益		
損益	465	㉑ 465

仕入		
㉑	70	損益 70

連結帳簿における持分法の記帳

連結損益			連結決算残高			
仕入	70	持分法による	現金	7,030	資本金	9,000
繰越利益剰余金		投資損益	A社株式	3,105	繰越利益剰余金	1,135
	635	売上	のれん相当額	255	のれん相当額	
		A社株式売却益	見返		見返	255
		465				
705		705	10,390		10,390	

(4) 持分法適用会社の株式売却後に持分法適用除外になる場合

次に、持分法適用会社の株式を売却した後に持分法適用除外になる場合の仕訳についてみていこう。なお、以下の例9-2は、前述の例9-1とほぼ同じであるが、売却する株式数が異なっている。この場合も、連結帳簿方式に拠った場合と、連結精算表方式に拠った場合とではのれん相当額の処理を除けば技術的な相違（元帳への記帳の有無、決算時における損益振替手続・資本振替手続・残高振替手続の有無）があるに過ぎない。

例9-2) 4年1月1日、P社は前期にA社から仕入れた商品全てを100円で販売し、現金を受け取った。それに引き続き、4年3月31日に、A社株式の30%を4,500円で売却し、代金は現金で受け取った。なお、A社の3年4月1日から4年3月31日までの期間の当期純利益は250円であり（前期にA社に販売した商品はA社が全て外部に販売した）、その結果、4年3月31日現在のA社の諸資産は20,800円、諸負債は11,000円、資本金は9,000円、繰越利益剰余金は800円となった。

前期末（3年3月31日）の連結決算残高勘定を再掲する。

連結決算残高					
現金	5,430	資本金		9,000	
A社株式	4,020	繰越利益剰余金		500	
繰越商品	50	のれん相当額見返		360	
のれん相当額	360				
9,860		9,860			

まず、以下の仕訳を行う。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方		貸方		借方	貸方
4/1/1 (この仕訳を仕訳㉔とする)	現金	100	売上	100	同左	
4/3/31 (この仕訳を仕訳㉕とする)	A社株式 繰越利益 剰余金	300 300	繰越利益剰余金 A社株式 繰越商品	300 280 20	仕訳なし	
4/3/31 (この仕訳を仕訳㉖とする)	A社株式 繰越商品 A社株式 持分法による 投資損益	40 20 100 20	売上 持分法による 投資損益 A社株式	40 20 120 20	A社株式 繰越商品 A社株式 持分法による 投資損益 のれん相当額 見返	売上 持分法による 投資損益 A社株式 のれん相当額
4/3/31 (この仕訳を仕訳㉗とする)	仕入	70	繰越商品	70	同左	

売却益は、売却価額4,500円から、A社株式の簿価3,105円（＝(4,020円＋140円－20円)×30/40）を差し引いた1,395円となる。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方		貸方		借方	貸方
4/3/31 (この仕訳を仕訳㉘とする)	現金	4,500	A社株式 A社株式売却益	3,105 1,395	同左	

また、のれん相当額の残高340円は40%の株式の取得に係るものであるが、持分法の適用除外になるので、全額取り崩す必要がある。なお、この仕訳は連結精算表方式では不要である。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
4/3/31 (この仕訳を仕訳㉙とする)	仕訳なし		のれん相当額見返	340
			のれん相当額	340

しかし、持分法の適用除外になるということは、A社株式の評価基準を、持分法から、通常の有価証券の評価基準に変更する必要がある。手許に

連結帳簿における持分法の記帳

残ったA社株式（10%）の取得原価は1,000円⁹であるが、持分法によってA社の利益の一部がA社株式に加算されて1,035円になっている。持分法適用除外にするとということは、この差額の35円をA社株式の残高から減額し、それを利益剰余金残高から除外する（齋藤編著 [2013] 162頁）。したがって以下の仕訳を行う。本稿では利益剰余金を繰越利益剰余金勘定で示しているのので、繰越利益剰余金を35円減少させ、その分だけA社株式の評価額を35円減じている。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
4/3/31（この仕訳を仕訳㉔とする）	繰越利益剰余金 35	A社株式 35	同左	

その後、損益振替・資本振替・残高振替の仕訳を行い、元帳を締め切る。

	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
損益振替仕訳	仕訳なし		損益 70 売上 140 持分法による投資損益 100 A社株式売却益 1,395	仕入 70 連結損益 1,635
資本振替仕訳	仕訳なし		連結損益 1,565	繰越利益剰余金 1,565
残高振替仕訳	仕訳なし		連結決算残高 11,030 資本金 9,000 繰越利益剰余金 2,030	現金 10,030 A社株式 1,000 連結決算残高 11,030

その結果、以下の連結後元帳ようになる。なお、持分法の仕訳には仕訳の番号（㉔～㉗）を付している。また、連結損益勘定への振替については単に「損益」と記し、連結決算残高への振替については単に「残高」と記している。期首の有高には「期首残高」と記す。

9 1年4月1日にA社株式のうち40%を4,000円で取得しているのので、手許に残されたA社株式の取得原価は、 $4,000円 \times 10\% / 40\% = 1,000円$ である。

現金		A社株式	
期首残高 5,430	残高 10,030	期首残高 4,020	⑤ 20
⑧ 100		⑤ 140	⑩ 3,105
⑩ 4,500			⑪ 35
			残高 1,000
10,030	10,030	4,160	4,160

のれん相当額		のれん相当額見返		繰越商品	
期首残高 360	⑤ 20	⑤ 20	期首残高 360	期首残高 50	⑩ 70
	⑥ 340	⑥ 340		⑤ 20	
360	360	360	360	70	70

資本金		繰越利益剰余金		持分法による投資損益	
残高 9,000	期首残高 9,000	⑪ 35	期首残高 500	⑤ 20	⑤ 120
		残高 2,030	損益 1,565	損益 100	
		2,065	2,065	120	120

売上		A社株式売却益		仕入	
損益 140	⑧ 100	損益 1,395	⑩ 1,395	⑩ 70	損益 70
	⑤ 40				
140	140				

連結損益		連結決算残高	
仕入 70	持分法による投資損益 100	現金 10,030	資本金 9,000
繰越利益	売上 140	A社株式 1,000	繰越利益剰余金 2,030
剰余金 1,565	A社株式売却益 1,395		
1,635	1,635	11,030	11,030

(5) 連結子会社株式売却後の持分法の適用

最後に、連結子会社株式を売却した後に持分法を適用しなければならない場合についてみていく。

例10) 例8の後、5年3月31日に、A社株式の40%を5,000円で売却し、代金は現金で受け取った。なお、A社の4年4月1日から5年3月31日までの期間の当期純利益は200円（収益200円、費用はゼロ）であり、その結果、5年3月31日現在のA社の諸資産は21,000円、諸負債は11,000

連結帳簿における持分法の記帳

円、資本金は9,000円、繰越利益剰余金は1,000円となった。

前期末の連結決算残高は以下の通りである。

連結決算残高			
現金	730	諸負債	11,000
諸資産	20,800	資本金	9,000
のれん	1,760	繰越利益剰余金	1,330
		非支配株主持分	1,960
23,290		23,290	

A社の収益計上の仕訳は以下の通りであったとする。ただし収益を計上するのはA社である。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
5/3/31 (この仕訳を仕訳⑩とする)	諸資産 200	収益 200	同左	

まず、A社株式は連結帳簿ではA社資本と相殺されており、連結帳簿上はゼロである。したがって、A社株式の売却の取引を、ひとまずA社株式の評価額ゼロとして仕訳しておく（池田 [2015b]）。そのため、以下のように記帳がなされる¹⁰。もちろん、この売却損益は後に修正されるが、有価証券売却損益の修正については後述する。この点は連結精算表方式では考えられない仕訳であり、A社株式が相殺消去されていることが連結帳簿に反映されていることから生じる仕訳である。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
5/3/31 (この仕訳を仕訳⑪とする)	現金 5,000	A社株式 4,400 A社株式売却損益 600	現金 5,000	A社株式売却損益 5,000

10 個別帳簿上は、子会社株式の帳簿価額は8,800円となっており、そのうちの半分（40%/80%）に当たる4,400円を5,000円で売却したことから、有価証券売却益が600円発生する。

まず、当期純利益のうち非支配株主に帰属する部分を計上する。ただし、連結精算表方式では、過去の持分法や連結の仕訳（仕訳⑧～⑬、仕訳③①④）を再現する必要がある。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
5/3/31（この仕訳を仕訳㉔とする）	A社株式 800 繰越利益剰余金 800 のれん 1,760 資本金 9,000	A社株式 9,600 繰越利益剰余金 800 非支配株主持分 1,960	仕訳なし	
5/3/31（この仕訳を仕訳㉕とする）	非支配株主に帰属する当期純利益 40	非支配株主持分 40	同左	

のれん1,760円の償却を行う。これを20年の償却期間で償却することにする。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
5/3/31（この仕訳を仕訳αとする）	のれん償却 88	のれん 88	同左	

これらの連結修正仕訳を行った後に、子会社の資産・負債および連結によって生じた項目を切り離す仕訳を行うとともに、A社株式売却益の修正を行う。

子会社株式を売却し、支配を喪失すると、親会社が連結している資産・負債や、連結によって生じた非支配株主持分やのれんなど¹¹を消去しなければならない（池田 [2015b]）。そのためにはまず、連結修正仕訳を行い、非支配株主持分の計上やのれんの償却などを行って、連結によって発生した非支配株主持分やのれんなどの金額を確定しなければならない。そし

11 連結によって生じた項目にはほかにも、連結に伴う税効果会計の適用によって生じた繰延税金資産・繰延税金負債などがある。

連結帳簿における持分法の記帳

て、当期の連結修正後に、非支配株主持分の2,000円¹²、のれんの1,672円¹³を控除する。また、この設例における子会社の諸資産が21,000円¹⁴、諸負債が11,000円であることから、これを控除する。

そして、A社株式の評価額を持分法に沿って修正する。A社株式の連結帳簿上の簿価9,600円（資本連結前のA社株式の連結帳簿上の金額は9,600円である。仕訳⑩を参照）に当期のA社利益200円のうち親会社の取り分（80％）に当たる160円をA社株式の評価額に加算し、そこからのれん償却額の88円を差し引くと、 $9,600円 + 160円 - 88円 = 9,672円$ となる。A社株式の売却は40％なので、 $9,672円 \times 40\% / 80\% = 4,836円$ を売却したことになり、残されたA社株式の評価額は $9,672円 - 4,836円 = 4,836円$ となる。この金額をA社株式の評価額として借方に計上する。

子会社株式の売却によって、連結していた項目をすべて控除し、残ったA社株式の評価額を借方に計上すると、借方差額4,836円が生じるが、これは子会社株式の売却によるものであるから、子会社株式売却損益の修正として扱う。したがって、子会社株式の売却に伴う連結項目の控除と、子会社株式売却損益の修正を行う仕訳は、以下の仕訳βようになる。

なお、連結精算表方式の場合は、売却したA社株式の帳簿価額4,400円に対してA社株式売却損益600円を計上しているが、この売却したA社株式の帳簿価額を連結財務諸表における帳簿価額の4,836円に修正する必要がある、その結果としてA社株式売却損益も修正しなければならない。したがって、以下の仕訳βのように、売却したA社株式の金額を436円増

12 この金額は、次の計算式による。

期首残高（貸方）1,960円 + 当期増加高40円（仕訳⑩より）= 2,000円（貸方）

13 この金額は、次の計算式による。

期首残高（借方）1,760円 - 当期減少高88円（仕訳⑨より）= 1,672円（借方）

14 この金額は、次の計算式による。

期首残高（借方）20,800円 + 当期増加高200円（仕訳⑧より）= 21,000円（借方）

加させる形でA社株式勘定の貸方に記入し、同時にA社株式売却益を436円減少させる。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
5/3/31 (この仕訳を仕訳βとする)	A社株式 売却損益 436	A社株式 436	諸負債 11,000 非支配株主持分 2,000 A社株式 4,836 A社株式売却損益 4,836	諸資産 21,000 のれん 1,672

このA社株式評価額の4,836円が、支配喪失後の持分法による評価額となる¹⁵。この際、持分法を適用すると、のれん相当額が発生するが、これを備忘記録しておく（仕訳γ）。連結時にのれんを1,672円計上していたが、当初の持株比率（80%）の半分に当たる40%のA社株式を売却したので、日本公認会計士協会の実務指針（日本公認会計士協会 [2014a] 第45-2項、第66-6項）に従い、持分法を適用する際に計上されるべきのれんの金額も、当初の金額（1,672円）の半分の836円（=1,672円×40%/80%）である。これはA社株式の持分法上の評価額（4,836円）と、A社の個別資本（資本金9,000円＋利益剰余金1,000円＝10,000円）のうちP社によるA社株式の持株比率に対応する金額（10,000円×40%＝4,000円）との差額である。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
5/3/31 (この仕訳を仕訳γとする)	仕訳なし	仕訳なし	のれん相当額 836	のれん相当額見返 836

その後、収益・費用の勘定を締め切って連結損益勘定へ振り替え、当期純利益236円を繰越利益剰余金に振り替える。そして、資産・負債・資本の各勘定を連結残高勘定へ振り替えて連結後元帳を締め切る。

15 「子会社に対する支配を喪失し持分法を適用する場合、日本基準上は当該子会社の残存投資残高は連結財務諸表上の簿価（持分法による投資評価額）で計上」しなければならない（あずさ監査法人編著 [2014] 148頁）。

連結帳簿における持分法の記帳

	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
損益振替仕訳	仕訳なし		連結損益 128	のれん償却 88 非支配株主に帰属する 当期純利益 40 連結損益 364
資本振替仕訳	仕訳なし		収益 200 A社株式売却益 164	繰越利益剰余金 236
残高振替仕訳	仕訳なし		連結決算残高 11,402	現金 5,730 A社株式 4,836 のれん相当額 836 連結決算残高 11,402
			資本金 9,000 繰越利益剰余金 1,566 のれん相当額見返 836	

その結果、連結損益勘定や連結残高勘定を含む連結後元帳は、以下のとおりとなる。なお、持分法の仕訳には仕訳の番号（㊶～㊿および α 、 β 、 γ ）を付している。また、連結損益勘定への振替については単に「損益」と記し、連結決算残高への振替については単に「残高」と記している。期首の有高については「期首残高」と記す。

次期以降は、A社の資産・負債・資本を連結せず、A社株式に対して持分法を適用するだけでよい。

現金			A社株式		
期首残高 730	残高 5,730		β 4,836	残高 4,836	
㊶ 5,000					
5,730	5,730				

のれん			諸資産		
期首残高 1,760	α 88		期首残高 20,800	β 21,000	
	β 1,672		㊸ 200		
1,760	1,760		21,000	21,000	

のれん相当額			のれん相当額見返		
γ 836	残高 836		残高 836	γ 836	

諸負債		資本金			
β 11,000	期首残高 11,000	残高 9,000	期首残高 9,000		
繰越利益剰余金		非支配株主持分		収益	
残高 1,566	期首残高 1,330	β 2,000	期首残高 1,960	損益 200	⑧ 200
	損益 236		⑨ 40		
1,566	1,566	2,000	2,000		
A社株式売却損益		非支配株主に帰属する当期純利益		のれん償却	
β 4,836	⑩ 5,000	⑪ 40	損益 40	α 88	損益 88
損益 164					
5,000	5,000				
連結損益		連結決算残高			
のれん償却 88	収益 200	現金 5,730	資本金 9,000		
非支配株主に帰属する	A社株式	A社株式 4,836	利益剰余金 1,566		
当期純利益 40	売却益 164	のれん相当額 836	のれん相当額見返		
繰越利益剰余金 236			836		
364	364	11,402	11,402		

5 被投資会社の増資等による投資会社持分の変動の処理

被投資会社が時価発行増資や第三者割当増資等を行って投資会社の持分が変動する場合、投資会社の追加出資額と投資会社の持分増減額に差額が生じる。

この際、投資会社の持分比率が増加した場合は、追加取得に準じて処理する。すなわち、追加取得持分の時価評価と、のれん（または負ののれん）の処理が必要となる。

逆に投資会社の持分比率が減少した場合は、一部売却に準じて処理する。投資会社の払込額と投資会社の持分の増減額との差額は、持分法固有の損益として「持分変動損益」（または持分変動差損益）などの適当な科

連結帳簿における持分法の記帳

目をもって特別損益に計上する¹⁶（齋藤編著 [2013] 167頁；あずさ監査法人編著 [2014] 161頁）。

そこで、被投資会社の増資等による投資会社持分変動の処理について、設例を用いて説明していく。なお、投資会社（P社）および被投資会社（B社）の決算日は毎年3月31日で、会計期間は1年とする。便宜上、税効果は考慮しない。

例A-1）1年4月1日、P社（4月1日現在の資産・負債・純資産の状態は、資本金15,000円、現金15,000円）はB社の発行済み株式1,000株の40%にあたる400株を、4,000円で取得し、現金を支払った。この時点でのB社の諸資産（取得時の時価で評価した後の額）が20,000円、諸負債は11,000円で、純資産は9,000円であった。この場合ののれん相当額は400円である。こののれん相当額を20年で償却する。

$$\text{取得原価}4,000\text{円} - (\text{B社純資産合計}9,000\text{円} \times \text{持株比率}40\%) = 400\text{円}$$

これを仕訳すると以下ようになる。

日付	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
1/4/1	B社株式 4,000	現金 4,000	B社株式 4,000 のれん相当額 400	現金 4,000 のれん相当額見返 400

その後、2年3月31日には、B社は500円の当期純利益を計上し、P社は以下の持分法の仕訳を行う。

16 ただし、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、当該持分変動損益を利益剰余金に直接加減することも認められている（日本公認会計士協会 [2014b] 第18項）。

日付	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合の仕訳			
	借方		貸方		借方		貸方	
2/3/31	B社株式	200	持分法による		B社株式	200	持分法による	
	持分法による		投資損益	200	持分法による		投資損益	200
	投資損益	20	B社株式	20	投資損益	20	B社株式	20
					のれん相当額見返	20	のれん相当額	20

その結果、以下の連結決算残高勘定になった。

連結決算残高（2年3月31日）			
現金	11,000	のれん相当額見返	380
B社株式	4,180	資本金	15,000
のれん相当額	380	繰越利益剰余金	180
15,560		15,560	

次年度の3年3月31日にも、B社は500円の当期純利益を計上した。その結果、3年3月31日のB社の諸資産は21,000円、諸負債は11,000円、純資産は10,000円となった。なお、P社とB社間の取引はなく、B社は配当を行わなかったものとする。このとき、以下の仕訳を行う。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
3/3/31（過去の持分法仕訳の再現、この仕訳を仕訳①とする）	B社株式	180	繰越利益剰余金	180
			仕訳なし	
3/3/31（この仕訳を仕訳⑦とする）	B社株式	200	持分法による	
	持分法による		投資損益	200
	投資損益	20	B社株式	20
			B社株式	200
			持分法による	投資損益
			投資損益	20
			のれん相当額	20
			見返	20

そのうえで、P社の持分比率が増加する場合（例A-2-1）と、P社の持分比率が減少する場合（例A-2-2）を考えてみよう。

例A-2-1）例A-1に引き続き、3年3月31日、B社は第三者割当増資を行い、新株を1,000株発行した（B社の資本金は12,000円増加した）。P

連結帳簿における持分法の記帳

社はこのうち500株を6,000円で引き受け、現金を支払った。これによりP社の持株比率は45%となる。B社の純資産は22,000円となる。

この場合、従来の持分比率にあたる40%を4,800円で引き受け、残りの5%を1,200円で引き受けた（追加取得した）とみなして、処理を行う。追加取得した5%のP社持分に対応するB社純資産の金額は、22,000円×5%＝1,100円であるから、追加取得に要した金額1,200円との間に100円の差額が発生する。これはのれんに該当する。したがって以下の仕訳を行う。連結精算表方式による仕訳と、連結帳簿に記入する際に行う仕訳とは、大きな差はないといってよい。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
3/3/31（この仕訳を仕訳⑦とする）	B社株式 6,000	現金 6,000	B社株式 6,000 のれん相当額 100	現金 6,000 のれん相当額見返 100

損益振替・資本振替・残高振替の各仕訳を行う。

	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
損益振替仕訳	仕訳なし		持分法による投資損益 180	連結損益 180
資本振替仕訳	仕訳なし		連結損益 180	繰越利益剰余金 180
残高振替仕訳	仕訳なし		連結決算残高 15,820 資本金 15,000 繰越利益剰余金 360 のれん相当額見返 460	現金 5,000 B社株式 10,360 のれん相当額 460 連結決算残高 15,820

その結果、この期間（2年4月1日から3年3月31日まで）における連結後元帳は、以下の通りである。なお、持分法の仕訳には仕訳の番号（⑦および⑧）を付している。また、連結損益勘定への振替については単に「損益」と記し、連結決算残高への振替については単に「残高」と記している。期首の有高には「期首残高」と記す。

現金	
期首残高 11,000	④ 6,000 残高 5,000
11,000	11,000

B社株式	
期首残高 4,180	㊦ 20 残高 10,360
㊦ 200 ④ 6,000	
10,380	10,380

のれん相当額	
期首残高 380	㊦ 20 残高 460
④ 100	
480	480

のれん相当額見返	
㊦ 20	期首残高 380
残高 460	④ 100
480	480

資本金	
残高 15,000	期首残高 15,000

繰越利益剰余金	
残高 360	期首残高 180 損益 180
360	360

持分法による投資損益	
㊦ 20	④ 200
損益 180	
200	200

連結損益	
繰越利益 剰余金 180	持分法による 投資損益 180

連結決算残高	
現金 5,000	資本金 15,000
B社株式 10,360	利益剰余金 360
のれん相当額 460	のれん相当額見返 460
15,820	15,820

例A-2-2) 例A-1に引き続き、3年3月31日、B社は第三者割当増資を行い、新株を1,000株発行した（B社の資本金は12,000円増加した）。P社はこのうち200株を2,400円で引き受け、現金を支払った。これによりP社の持株比率は30%となる。B社の純資産は22,000円となる。

この場合、従来の持分比率の40%に当たる400株を4,800円で引き受け、増資後の持分比率の10%に当たる200株を2,400円で売却したとみなして、処理を行う。売却した10%のP社持分に対応するB社純資産の金額は、 $22,000円 \times 10\% = 2,200円$ であるから、売却により得た金額2,400円との間

連結帳簿における持分法の記帳

に200円の差額が発生する。これは2,200円分の純資産を2,400円で売却していることを意味し、売却益に該当する。したがって以下の仕訳を行う。これは連結帳簿方式でも、連結精算表方式でも同じである。

日付と仕訳番号	連結精算表方式による仕訳				連結帳簿に記入する場合	
	借方		貸方		借方	貸方
3/3/31 (この仕訳を仕訳㊸とする)	B社株式	2,400	現金	2,400	同左	
	B社株式	200	持分変動損益	200		

損益振替・資本振替・残高振替の各仕訳を行う。

	連結精算表方式による仕訳		連結帳簿に記入する場合の仕訳	
	借方	貸方	借方	貸方
損益振替仕訳	仕訳なし		持分法による投資損益 180 持分変動損益 200	連結損益 380
資本振替仕訳	仕訳なし		連結損益 380	繰越利益剰余金 380
残高振替仕訳	仕訳なし		連結決算残高 15,920 資本金 15,000 繰越利益剰余金 560 のれん相当額見返 360	現金 8,600 B社株式 6,960 のれん相当額 360 連結決算残高 15,920

その結果、この期間（2年4月1日から3年3月31日まで）における連結後元帳は、以下の通りである。なお、持分法の仕訳には仕訳の番号（㊸および㊹）を付している。なお、連結損益勘定への振替については単に「損益」と記し、連結決算残高への振替については単に「残高」と記している。期首の有高には「期首残高」と記す。

現金		B社株式	
期首残高 11,000	㊸ 2,400 残高 8,600	期首残高 4,180	㊹ 20 残高 6,960
		㊸ 200	
		㊹ 2,400	
		㊸ 200	
11,000	11,000	6,980	6,980

のれん相当額	
期首残高 380	㊦ 20
	残高 360
380	380

のれん相当額見返	
㊦ 20	期首残高 380
残高 360	
380	380

資本金	
残高 15,000	期首残高 15,000

繰越利益剰余金	
残高 560	期首残高 180
	損益 380
560	560

持分法による投資損益	
㊦ 20	㊦ 200
損益 180	
200	200

持分変動損益	
損益 200	㊦ 200

連結損益	
繰越利益剰余金 380	持分法による投資損益 180
	持分変動損益 200
380	380

連結決算残高		
現金 8,600	資本金 15,000	
B社株式 6,960	利益剰余金 560	
のれん相当額 360	のれん相当額見返 360	
15,920	15,920	

6 おわりに

連結精算表方式も連結帳簿方式も、連結や持分法の手続を記録することを目的とした「手段」であるにすぎず、技術的には異なっているとしても、結果として作成される連結財務諸表の内容は、両者で同じにならない。両者の違いの一つに持分法によるのれん（持分法のれん）の記帳方法があるが、連結帳簿方式によったとしても、持分法のれんは備忘的に記録するだけであり、制度上は持分法のれんを財務諸表に計上するわけではないので、持分法のれんの備忘記録を求める連結帳簿方式も、持分法のれんを簿外で記録する連結精算表方式と、本質的には同じである。それ以外での両者の大きな違いとしては、持分法の仕訳や、損益振替仕訳・資本振替仕訳・残高振替仕訳を、仕訳帳や元帳に記帳するかしないか

連結帳簿における持分法の記帳

といった、技術的な違いがあるにすぎない。

連結帳簿方式と連結精算表方式で最も大きく異なると考えられるのは、連結子会社株式を売却して持分法を適用する場合の子会社株式売却の仕訳（仕訳⑤）と、連結除外の仕訳の有無（仕訳 β ）である。しかし、子会社株式売却の仕訳（仕訳⑤）の違いは、連結帳簿に投資と資本の相殺消去を記帳しているか否かの相違に起因するものであるため、技術的な相違であるにすぎない。また、連結除外を行って子会社資産・負債などを除外する仕訳（仕訳 β ）の違いは、子会社資産・負債・資本の合算を連結帳簿に記入するかしないかの相違に起因するものであり、これも連結帳簿方式を採ったことによる技術的な相違である。

なお、連結帳簿方式では、持分法によるのれん相当額を連結帳簿に備忘的に記録することができるが、そもそも持分法のれんを持分法適用会社株式の取得原価に紛れ込ませている現行制度に問題があると考えるならば、持分法を適用する時点で、持分法適用会社株式の取得原価からのれん相当額の部分だけ減額し、その金額をのれんに振り替えることを主張すればよいであろう。本稿は記帳方法のみを問題にするので、持分法におけるのれんの扱いまでは論じないが、連結の場合は連結のれんをのれんとして分離して計上・表示しているのに、持分法では持分法のれんをのれんとして分離して計上・表示しないで有価証券の取得原価に紛れ込ませているのは、持分法適用会社への投資を（のれんを含めて）すべて投資勘定と投資損益勘定に集約しなければならないという、持分法の「一行連結」としての技術的制約がもたらすものであるとしても、連結の場合と整合性が取れないともいえる。そして、連結財務諸表ではのれんの金額には持分法のれんが金額が含まれていないことから、連結財務諸表上、のれんが持分法のれんの分だけ過小に表示されているともいえる。これは、持分法適用会社株式から持分法のれんを分離してのれんを含めて表示した方が情報の意思決定有用性が高まるか否かが問われているとともに、持分法であるからといっ

て持分法適用会社への投資に関する情報を、連結財務諸表において投資勘定と投資損益勘定に集約しなければならないかという、持分法という投資の評価方法そのものへの疑問であるともいえる。

参考文献

- あずさ監査法人編著 [2014] 『持分法の会計実務』 中央経済社。
- 池田幸典 [2015a] 「連結帳簿の必要性と可能性」 日本会計研究学会第74回大会自由論題報告資料。
- 池田幸典 [2015b] 「連結帳簿の構造に関する研究」 会計理論学会第30回大会自由論題報告資料。
- 上總康行・上古融 [2000] 『会計情報システム』 中央経済社。
- 河合久・櫻井康弘・成田博・堀内恵 [2015] 『コンピュータ会計システム基礎』 創成社。
- 企業会計基準委員会 [2015] 『持分法に関する会計基準』 企業会計基準第16号, 企業会計基準委員会。
- 齋藤真哉編著 [2013] 『ニューベーシック連結会計』 中央経済社。
- 田宮治雄 [1994] 『会計情報システムの機能と構造』 中央経済社。
- 日本公認会計士協会 [2014a] 『連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針』 会計制度委員会報告第7号, 日本公認会計士協会。
- 日本公認会計士協会 [2014b] 『持分法会計に関する実務指針』 会計制度委員会報告第9号, 日本公認会計士協会。
- 日本商工会議所 [2015] 『商工会議所簿記検定試験出題区分表の改定等について』 日本商工会議所 (http://www.kentei.ne.jp/wp/wp-content/uploads/2015/07/h28kaitei_shushi.pdf)。
- 沼田嘉穂 [1956] 『簿記教科書』 同文館。
- 濱本明 [2008] 「連結会計に係る会計帳簿の諸問題」 日本簿記学会簿記実務研究部会(部会長・多賀谷充) 『会計帳簿の現代的意義と課題(最終報告)』, 50-59頁。
- 広川敬祐 [2005] 『連結会計システムのPLAN-DO-SEE』 トムソンラーニング, ビー・エヌ・エヌ新社。
- 広瀬義州編著 [2012] 『連結会計入門 (第6版)』 中央経済社。
- 安平昭二 [1992] 『簿記 その教育と学習』 中央経済社。
- Moonitz, M. [1951] *The Entity Theory of Consolidated Statements*, Foundation Press. (片野一朗監訳・白鳥庄之助訳注 『ムーニッツ連結財務諸表論』 同文館, 1964年)